

第7号様式（第3条関係）

自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書（新規・再認定・変更）					
受診者	フリガナ		性別	年齢	生年月日
	氏名		男・女	歳	年 月 日
	個人番号				
	住所			電話番号	
受診者が十八歳未満の場合負担額に関する事項	フリガナ		受診者との関係		
	保護者氏名				
	保護者個人番号				
	保護者住所		電話番号		
受診者の被保険者証の記号及び番号	受診者の被保険者証の記号及び番号		保険者名		
	受診者と同一保険の加入者		受診者と同一保険の加入者個人番号		
	該当する所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上	重度かつ継続	該当・非該当	
受給者番号		精神障害者保健福祉手帳番号			
受診を希望する指定自立支援医療機関（薬局及び訪問看護事業者を含む。）	医療機関名		所在地・電話番号		
	（医療機関）				電話
	（薬局）				電話
	（訪問看護事業者等）				電話
<p>私は、上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。</p> <p>申請者氏名 _____ 印</p> <p>年 月 日</p> <p>山梨県知事 殿</p>					

(山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第十一条 山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例施行規則(平成二十年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「氏名(名称) 印」を「氏名(名称) 印
個人番号(法人番号) 印」に改める。

第二号様式中「氏名(名称) 印」を「氏名(名称) 印
個人番号(法人番号) 印」に改める。

(山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第十二条 山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年山梨県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

年 月 日

殿

申請者住所
氏名

印

支援給付（変更）申請書

次のとおり中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請します。

現在住んでいる所								
	氏名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	職業	健康状態
要支援者			本人					
			配偶者					
同居家族								
家族のうち別居している者がある場合は、その氏名及び住んでいる所								
申請しようとする支援給付の種類	生活・住宅・医療・介護・出産・生業							
支援給付を申請する理由								

備考 不実の申請をして不正に支援給付を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第85条又は刑法（明治40年法律第45号）の規定によって処罰されることがあります。

(山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第十三条 山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十六年山梨県規則第

二十五号)の一部を次のように改正する。

第四百四十四号様式の改正規定を次のように改める。

第四百四十四号様式を次のように改める。

県税関係帳簿の電磁的記録等による保存の承認申請書

付
受 印

年 月 日 山梨県総合県税事務所長 殿	(フリガナ) 住所又は居所 (法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)	※整理番号 (電話番号 - -)
	(フリガナ) 名称	
	個人番号 (法人にあつては、法人番号)	
	(フリガナ) 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)	印
	(フリガナ) 代表者住所 (法人の場合に限る。)	(電話番号 - -)

山梨県県税条例第173条 の承認を受けたいので、同条例第175条第1項（第178条において準用する場合を含む。）
 第174条第1項
 の規定により申請します。

1 承認を受けようとする県税関係帳簿の種類、備付けを開始する日、保存場所及び国税関係申請状況

帳簿の種類		備付け開始日	備付け又は保存の方法	保存場所	国税関係申請状況
税目	名称、作成事務所等				
		年 月 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署

※ 処 理 欄	整理簿	同時提出申請書	回付先
	(摘要)		

(帳簿4の1)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名		所在地			
3 設立の日（新たに設立された法人が条例第175条第1項ただし書の規定を適用しようとする場合に記入）					
年 月 日					
4 県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取消通知書を受けた県税関係帳簿の種類及びその年月日（この申請に係る県税関係帳簿について、県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び承認を受けようとする場合に記入）					
区分	対象となつた帳簿の種類		届出書の提出 年月日	対象となつた保存方法	
	税目	名称、作成事務所等			
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
5 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所（委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地）
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要					
区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

(帳簿4の2)

7 山梨県県税条例施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置

備考

- 1 条例第173条（電磁的記録による備付け及び保存）の承認を受けようとする場合は、(1) から (6) までに掲げる事項について記載する必要があります。
- 2 条例第174条第1項（電磁的記録による備付け及びCOMによる保存）の承認を受けようとする場合は、(1) から (11) までに掲げる事項について記載する必要があります。

電
磁
的
記
録
に
よ
る
保
存
・
C
O
M
に
よ
る
保
存
に
共
通
の
措
置

- (1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（第64条第1号イ関係）
 - データを直接に訂正し、又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録される電子計算機処理システムを使用する。
 - データを直接に訂正し、又は削除することができない電子計算機処理システムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。
 - 上記以外の方法による。
〔 〕

※ 該当する場合のみ記載してください。

 - 入力日から〔 〕日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程でこの旨を定める）。
- (2) 追加入力した事実の確認に関する措置（第64条第1号ロ関係）
 - 入力したデータに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し、又は削除することができない）電子計算機処理システムを使用する。
 - 入力データに個々のデータを特定することができる情報〔一連番号伝票番号その他（ 〕〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正し、又は削除することができない）電子計算機処理システムを使用する。
 - 上記以外の方法による。
〔 〕
- (3) 県税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置（第64条第2号関係）
 - 〔一連番号伝票番号その他（ 〕〕により県税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。
 - 上記以外の方法による。
〔 〕
- (4) 電子計算機処理システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第64条第3号関係）
 - 次の名称の書類を備え付ける。
 - ① 電子計算機処理システムの概要を記載した書類
〔 〕
 - ② 電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類
〔 〕
 - ③ 電子計算機処理システムの操作説明書
〔 〕
 - ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類
〔 〕
- (5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第64条第4号関係）
 - 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。
 - 上記以外の方法による。
〔 〕

（帳簿4の3）

電磁的記録による保存等・COMによる保存等に共通の措置	(6) 検索機能の確保に関する措置（第64条第5号関係） <input type="checkbox"/> 主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th>主な帳簿名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 取引年月日</td> <td><input type="checkbox"/> 勘定科目</td> <td><input type="checkbox"/> 取引金額</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。 <input type="checkbox"/> 2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができる。	検索の条件として設定することができる記録項目					主な帳簿名	<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/> 勘定科目	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
	検索の条件として設定することができる記録項目					主な帳簿名													
	<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/> 勘定科目	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
	C O M に よ る 保 存 に 固 有 の 措 置	(7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（第65条第1項第1号関係） <input type="checkbox"/> COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。 [] <input type="checkbox"/> ①保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印②COMの作成責任者の記名押印③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。																	
	(8) COMの索引簿の備付けに関する措置（第65条第1項第2号関係） <input type="checkbox"/> 帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。 <input type="checkbox"/> 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []																		
	(9) COMの索引の出力に関する措置（第65条第1項第3号関係） <input type="checkbox"/> COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。																		
	(10) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置（第65条第1項第4号関係） <input type="checkbox"/> COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []																		
	(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置（第65条第1項第5号関係） <input type="checkbox"/> 上記（5）及び（6）の措置をとつて電磁的記録を保存する。 <input type="checkbox"/> 上記（6）の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []																		
8 その他参考となる事項																			

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し） 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------	---

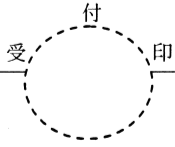
（帳簿4の4）

備考 COMとは、電子計算機出力マイクロフィルムのことをいいます。

第四百四十九号様式の改正規定を次のように改める。
第四百四十九号様式を次のように改める。

第149号様式（第67条、第69条関係）

県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書



年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

※整理番号

(フリガナ) 住所又は居所（法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）	(電話番号 — —)
(フリガナ) 名称	
個人番号（法人にあつては、法人番号）	
(フリガナ) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）	印
(フリガナ) 代表者住所（法人の場合に限る。）	(電話番号 — —)

次の県税関係帳簿について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、山梨県県税条例第176条第1項（第178条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

1 電磁的記録等による保存等をやめようとする県税関係帳簿の種類等

帳簿の種類		当初の承認を受けた年月日等	備付け又は保存の方法	保存場所	国税関係届出状況
税目	名称、作成事務所等				
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		未・済 税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		未・済 税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		未・済 税務署

2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由

.....

.....

.....

.....

3 その他参考となる事項


.....

※ 処 理 欄	整理簿	回付先
	(摘要)	

備考 COMとは、電子計算機出力マイクロフィルムのことをいいます。

第百五十号様式の改正規定を次のように改める。
第百五十号様式を次のように改める。

県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の変更届出書

受 付 印


年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

※整理番号

(フリガナ)
 住所又は居所（法人にあつては、
 主たる事務所又は事業所の所在地）

(電話番号 - -)

(フリガナ)
 名称

個人番号（法人にあつては、法人
 番号）

(フリガナ)
 氏名（法人にあつては、代表者の
 氏名）

印

(フリガナ)
 代表者住所（法人の場合に限る。）

(電話番号 - -)

次の事項を変更することとしたので、山梨県県税条例第176条第2項（第178条において準用する場合を含む。）の規定により
 届け出ます。

1 変更しようとする県税関係帳簿の種類等

帳簿の種類		当初の承認を受けた 年月日等	備付け又は保存の方法	保存場所	国税関係 届出状況
税目	名称、作成事務所等				
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		未・済 税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		未・済 税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		未・済 税務署

2 変更しようとする事項及び変更の内容

変更事項	変更の内容

3 その他参考となる事項

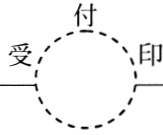
--

※ 処 理 欄	整理簿	回付先	(摘要)

備考 COMとは、電子計算機出力マイクロフィルムのことをいいます。

第百五十二号様式の改正規定を次のように改める。
第百五十二号様式を次のように改める。

県税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機
出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書



年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

※整理番号

(フリガナ) 住所又は居所（法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称	
個人番号（法人にあつては、法人番号）	
(フリガナ) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）	印
(フリガナ) 代表者住所（法人の場合に限る。）	(電話番号 - -)

山梨県県税条例第174条第2項の承認を受けたいので、同条例第178条において準用する同条例第175条第1項の規定により申請します。

1 承認を受けようとする県税関係帳簿の種類、電磁的記録の保存に代える日、保存場所及び国税関係申請状況

帳簿の種類		電磁的記録の保存に代える日 (当初の承認を受けた年月日等)	保存場所	国税関係申請状況
税目	名称、作成事務所等			
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署

※ 処 理 欄	整理簿	同時提出申請書	回付先
	(摘要)		

(4の1)

2 主たる事務所又は事業所以外の手続き又は事業所					
都道府県名		所在地			
3 県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取消通知書を受けた県税関係帳簿の種類及びその年月日（この申請に係る県税関係帳簿について、県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び承認を受けようとする場合に記入）					
区分	対象となつた帳簿の種類		届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となつた備付け又は保存の方法
	税目	名称、作成事務所等			
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
4 COMによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする期間					
① 保存期間のうち保存期間の初日から（ ）が経過した日以後の期間					
② 保存期間の全期間					
5 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所（委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地）
コンピュータ・プリンタ （ ）			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ （ ）			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ （ ）			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ （ ）			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ （ ）			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要					
区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 （ ）					
自己開発・委託開発・市販 （ ）					
自己開発・委託開発・市販 （ ）					
自己開発・委託開発・市販 （ ）					
自己開発・委託開発・市販 （ ）					

(4の2)